

(3) 二川駅周辺

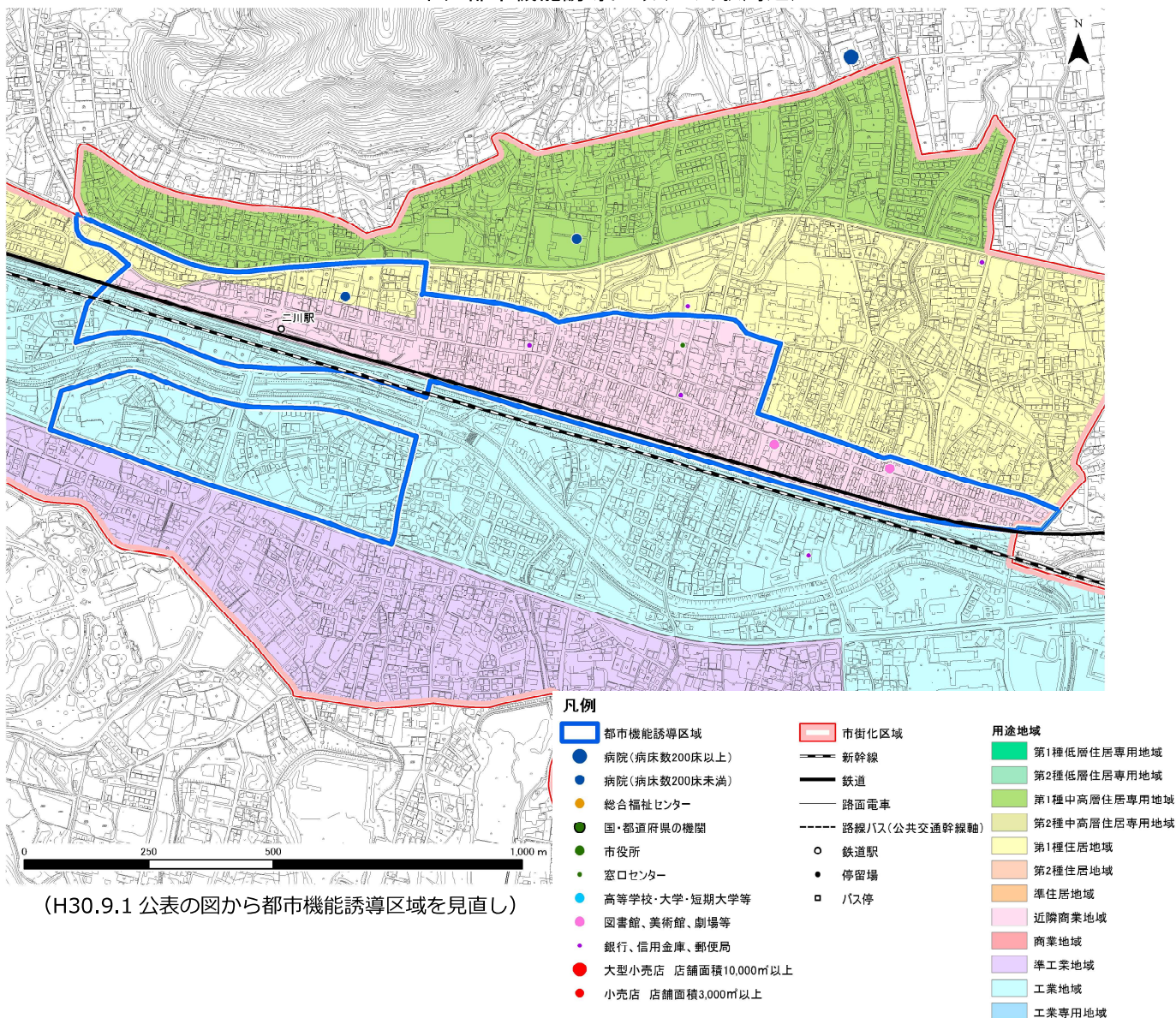
【区域設定の考え方】

- 二川駅の利用圏(半径 500m程度)を基本に、用途地域の指定状況等を踏まえ設定
- 法令により居住誘導区域に含まない区域や居住を誘導することが適当ではない区域は除外(第5章 居住誘導区域で詳述)
- 旧東海道宿場町を中心に発展した地域である。「歩いて暮らせるまち」に相応しい、二川駅ならびに旧東海道宿場町を中心としたまちづくりを目指す

【誘導施設】

- 地域機能
- 二川駅に近い区域においては利用圏域の広い医療施設や商業施設の誘導を図るとともに、旧東海道宿場町付近については、既存の行政施設・金融施設・文化施設などを中心に維持・誘導を図る

図 都市機能誘導区域(二川駅周辺)



(4) 井原停留場周辺

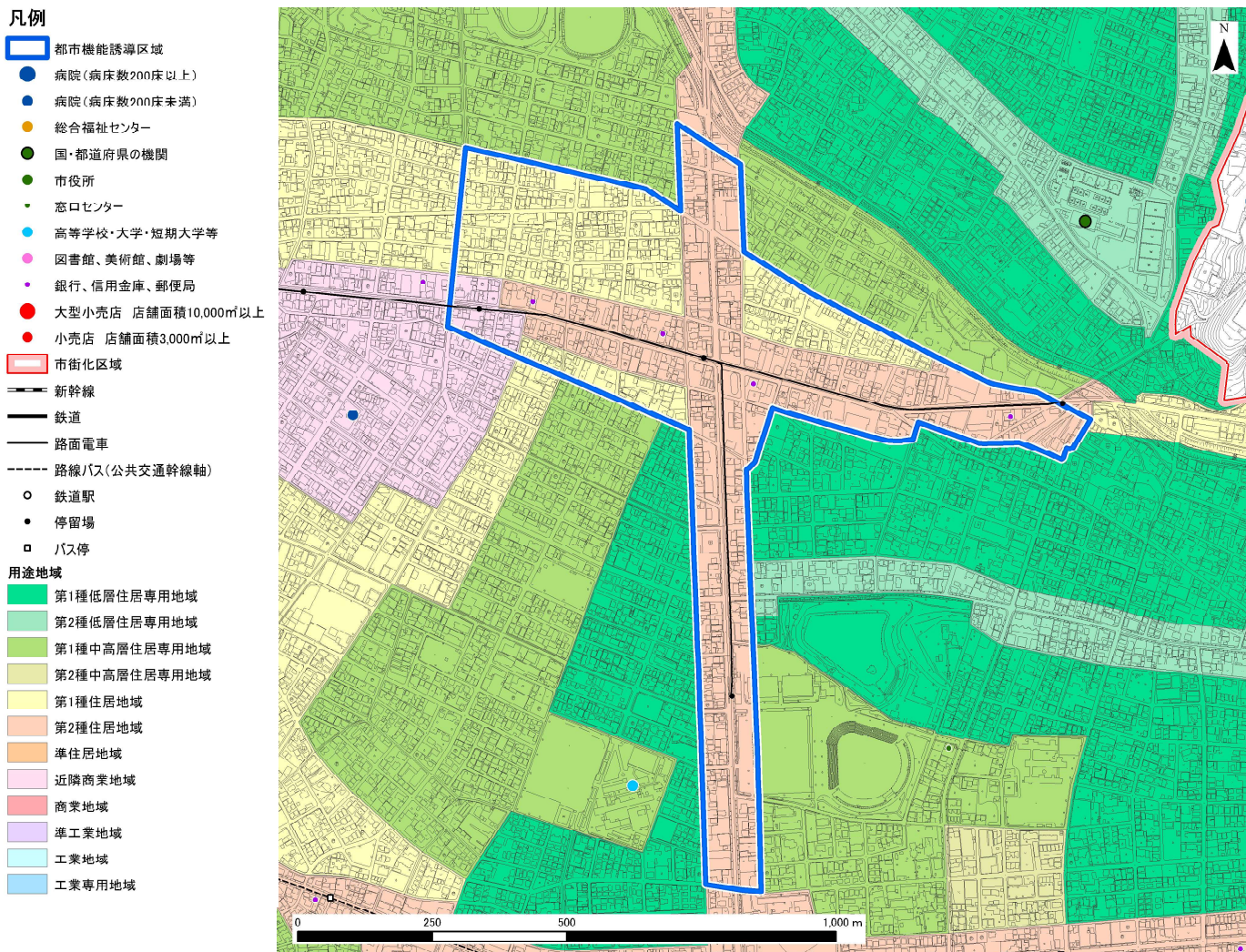
【区域設定の考え方】

- 井原停留場からの利用圏(半径 500m程度)を基本に、用途地域の指定状況や地域機能の立地状況等を踏まえ設定
- 法令により居住誘導区域に含まない区域や居住を誘導することが適当ではない区域は除外（第5章 居住誘導区域で詳述）
- 本市東部の住宅地域を支える「地域拠点」である。市内電車の停留場を中心に、交通結節点に相応しいまちづくりを目指す

【誘導施設】

- 地域機能
- 周辺の住宅地域を支えるため、日常生活に必要な商業施設・医療施設・金融施設などの維持・誘導を図る

図 都市機能誘導区域(井原停留場周辺)



(H30.9.1 公表の図から都市機能誘導区域を見直し)